

岡崎市監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年10月31日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	中根武彦
同	井町圭孝

措置の通知書 (経済振興部 商工労政課)

令和4年10月31日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第10号関係分

令和5年4月28日まで

監査結果	措置状況
<p>地域労働団体公益的事業費補助金及び認定職業訓練事業費補助金の交付事務について、算出した補助金の額に交付要綱で規定された端数処理を行わずに交付していたため、適正な処理をされたい。</p>	<p>令和4年度決算より、交付要綱の規定どおり端数処理を行い交付するように改めた。</p>
<p>地域労働団体公益的事業費補助金の実績報告について、証拠書類で用途の確認を行っていなかったため、証拠書類を徴取しその用途が補助対象経費に該当するか適切な判断をされたい。</p>	<p>令和4年度決算より、資金用途確認のため証拠書類を徴取するように改めた。</p>